
平成27年 第3回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成27年9月18日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成27年9月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 認定第1号 平成26年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成26年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第4 議案第49号 由布市新市建設計画の変更について
- 日程第5 議案第50号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第7 議案第52号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第53号 由布市老人福祉センター条例の一部改正について
- 日程第9 議案第54号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議案第55号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第56号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第57号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第58号 平成27年度由布市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第59号 平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第60号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第61号 平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第62号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第63号 平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第64号 平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)
- 追加日程
- 日程第1 発議第3号 由布市議会会議規則の一部改正について
- 日程第2 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第3 発議第5号 TPP交渉からの即時撤退と交渉内容の情報開示を求める意見書

日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

日程第1 請願・陳情について

日程第2 認定第1号 平成26年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 平成26年度由布市水道事業会計収支決算の認定について

日程第4 議案第49号 由布市新市建設計画の変更について

日程第5 議案第50号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第6 議案第51号 由布市個人情報保護条例の一部改正について

日程第7 議案第52号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第8 議案第53号 由布市老人福祉センター条例の一部改正について

日程第9 議案第54号 由布市市営住宅条例の一部改正について

日程第10 議案第55号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第56号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第57号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第58号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第59号 平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第60号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第61号 平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第62号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第63号 平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第64号 平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）

追加日程

日程第1 発議第3号 由布市議会会議規則の一部改正について

日程第2 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第3 発議第5号 TPP交渉からの即時撤退と交渉内容の情報開示を求める意見書

日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（19名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
10番 小林華弥子君	11番 新井 一徳君
12番 佐藤 郁夫君	14番 溝口 泰章君
15番 渕野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
19番 生野 征平君	20番 太田 正美君
21番 工藤 安雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 溝口 隆信君	書記 馬見塚量治君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	加藤 淳一君	総務部長 ……………	梅尾 英俊君
総務課長 ……………	衛藤 公治君	財政課長 ……………	御手洗祐次君
総合政策課長 ……………	奈須 千明君	会計管理者 ……………	友永 善晴君
産業建設部長 ……………	生野 重雄君	健康福祉事務所長 ……………	河野 尚登君
環境商工観光部長 ……………	佐藤 眞二君	挾間振興局長 ……………	平松 康典君
庄内振興局長 ……………	一法師恵樹君	湯布院振興局長 ……………	小野 啓典君
教育次長 ……………	森山 金次君	消防長 ……………	大久保 篤君

午前10時00分開議

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の審査、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろし

くお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願9件について、各委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人已君。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の佐藤人已です。ただいまより請願審査の報告をしたいと思います。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告をいたします。

日時は9月15日火曜日、審査、まとめです。場所は、庄内庁舎会議室。出席者は、私以下全員でございます。書記は議会事務局です。

審査結果、請願受理番号13、JR庄内中央駅（仮称）の設置について。

委員会の意見、平成28年度から本庁舎方式となることなどから、公共施設に近い場所に新駅の設置を求めるものです。新駅を設置することにより、庄内町の発展が期待されること、駅付近の市民の利便性が向上されること、大分市への通学や通勤が便利となり、人口減少に歯どめの効果が期待できるということです。

委員から、市民の要望に対しては前向きに取り組むべきではないかとの意見が出されました。

当委員会では、願意は理解できるが、協議会等をつくる前に、まずは地元の実行委員会が行政と協議を行い、行政と一緒にJRに出向いた結果を待ちたいとの意見が多数になりました。

慎重審査の結果、継続審査すべきと決定しました。

続きまして、受理番号14、マイナンバー制度実施を延期し、中止を求める請願。

委員会の意見、社会保障・税番号制度が、平成28年1月から実施され、社会保障や、税、災害対策の行政手続で利用されることになっています。この制度については、多くの問題点が指摘されていることや、イギリスでは導入が決まっていた国民IDカード法が廃止された経緯もあることなどから、マイナンバー制度の延期と中止を求めるものです。

委員から、既に法案が成立し、来月には個人通知カードの発送が始まり、来年1月からは個人カードの利用が始まることなどから、制度の実施を延期、または中止を求めることはできないの

ではないかとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で不採択すべきものと決定しました。

続きまして、受理番号15、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は慎重に審議し、廃案を求める請願。

委員会の意見、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案については、世論調査においては反対する世論が多数を占めていることなどから、慎重に審議し、廃案を求める意見等の提出を求めるものです。

委員から、世論の反対が多数を占めているとの意見や慎重審査を求めるべきとの意見や、参議院において審議されているので、その推移を見守るべきとの意見や世論の動向を見守るべきとの意見がありました。

慎重審査の結果、継続審査すべきと決定しました。

受理番号17、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地方交通の維持などを果たす役割は拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しており、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。このことから、政府に対して、2016年度の地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとして、社会保障予算の充実、地方財政の確立に向けた対応を求めます。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） おはようございます。産業建設委員会常任委員長、長谷川建策でございます。請願の審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告をいたします。

日時、27年9月15日、現地調査、審査、まとめ、場所、請願箇所から湯布院庁舎2階会議室。出席者、列記のとおりでございます。書記、議会事務局。

請願受理番号9、受理年月日、平成27年6月8日。

件名、市道編入に関する請願について。

委員会の意見、本請願は、湯布院町川北地区にある市道中学校北2号線と市道石武2号線に接続する里道について、市道の認定を求めるものです。

現地調査とあわせて、道路の現状や周辺用地の状況等について請願者から聴取を行いました。請願提出に至った経緯としては、中学校、B&G海洋センター付近に位置する里道であり、昨今

は交通量が増加し、地域による管理が困難となっているとの説明を受けました。当委員会としては、当該里道について公共の見地から必要と認める道路であると判断し、市道路線の認定を行うべきと判断をいたしました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定をいたしました。

受理番号10、受理年月日、平成27年6月8日、件名、市道編入に関する請願について。

委員会の意見、本請願は、湯布院町川北地区にある市道乙丸田中市線と市道川西岳本線に接続する農道と市道石武2号線に接続する里道について、市道の認定を求めるものです。

現地調査とあわせて、道路の現状や周辺用地の状況等について請願者から聴取を行いました。

請願提出に至った経緯としては、近年は農作業用車両以外に観光客等の一般車両の交通量が増加し、地域による管理が困難となっている説明を受けました。

当委員会としては、当該農道及び里道について公共の見地から必要と認める道路であると判断し、市道路線の認定を行うべきと判断しました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定をいたしました。

受理番号11、受理年月日、平成27年8月2日、件名、市道認定に関する請願について。

委員会の意見、本請願は、挾間町小平地区にある市道朴木猿渡線に接続する里道について、市道の認定を求めるものです。

現地調査とあわせて、道路の現状や周辺用地の状況等について請願者から聴取を行いました。地区住民の重要な地域生活道路であり、住民の安心安全の確保をお願いしたいとの説明を受けました。当委員会としては、当該里道について公共の見地から必要と認める道路であると判断しましたが、一部が私有地であることから、所定の手続が完了した後に市道路線の認定を行うべきと判断をいたしました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定をいたしました。

受理番号12、受理年月日、平成27年8月24日、件名、市道への認定請願について。

委員会の意見、本請願は、湯布院町川上地区にある市道乙丸津江線と市道六所線に接続する里道について、市道の認定を求めるものです。

現地調査とあわせて、道路の状況や周辺用地の状況等について紹介議員から聴取を行いました。請願提出に至った経緯としては、道路の全面舗装に伴い、歩行者（観光客を含む）、観光客等の一般車両の交通量が増加し、地域による管理が困難となっているとの説明を受けました。

当委員会としては、当該里道として公共の見地から必要と認める道路であると判断し、市道路線の認定を行うべきと判断しました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定をいたしました。

受理番号16、受理年月日、平成27年8月25日、件名、日本の農業と主権をアメリカに売

り渡すT P P交渉の中止を求める請願。

委員会の意見、本請願は、T P P交渉からの撤退と交渉内容の情報公開を求めるものです。以前にも同趣旨の請願の提出を受けており、平成23年第1回定例会にT P Pの参加に反対する請願及び環太平洋パートナーシップT P P協定交渉への参加反対を求める請願書の採択を行いました。意見書の提出も行ってきたところでございます。

由布市における農業の実績として、当時の委員会の「農業は由布市の産業の柱であり、環太平洋戦略的経済連携協定が農家に与える影響は極めて深刻で、農業分野においては経済提携に耐えるような農業施策を講ずることを優先すべき」とした結論から大きな変化が生じたとは考えられず、当委員会としては、前委員会の結論を踏襲すべきとの判断に至りました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定をいたしました。

以上、請願に対しての報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号9、市道編入に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより受理番号9の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号9の請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号10、市道編入に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより請願受理番号10の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号10の請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号11、市道認定に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号11の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号11の請願は採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号12、市道編入に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号12の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は採

択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号12の請願は採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号13、JR庄内中央駅（仮称）の設置については継続審査です。

次に、請願受理番号14、マイナンバー制度実施を延期し、中止を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより請願受理番号14の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。この請願は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立4名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立少数です。よって、請願受理番号14の請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号15、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は、慎重に審議し、廃案を求める請願は継続審査です。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 議長。

○議長（工藤 安雄君） 佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 緊急動議を求めます。この事案は非常に大きく、今時期を逸すれば、我々の意思表示、由布市議会として、やっぱり議論すべき、もう、まさに今国でやっていますので、これを継続してどうだということには、この事案、私はならないと思いますから、どうぞ、緊急動議を取り上げていただいて、本会議で即決をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

ただいま提出されました動議につきましては、会議規則の規定により、この動議の提出は認められないのであります。

以上、報告をいたします。

会議を続行します。

次に、請願受理番号16、日本の農業と主権をアメリカに売り渡すTPP交渉の中止を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号16の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立15名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号16の請願は採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号17、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号17の請願について採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、請願受理番号17の請願は採択することに決定いたしました。

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、認定第1号平成26年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてから日程第19、議案第64号平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）までの18件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人已君。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） 総務常任委員長の佐藤人已です。委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時は、平成27年9月14日、15日、場所は、庄内庁舎です。出席者は記載のとおりでございます。担当課も記載のとおりです。書記は議会事務局。

審査結果、議案第49号由布市新市建設計画の変更について。

経過及び理由、平成23年法律第102号による東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の制定に伴い、新市建設計画の期間の延長が必要となることによるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第50号由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

経過及び理由、社会保障・税番号制度の開始に伴い、個人番号の利用や特定個人情報の提供に関しては条例に定めが必要なことから制定するものです。

委員から、番号制度についての周知が不足しているのではないかとの意見が出されました。市報では3カ月続けて記事を掲載していることや、全戸に周知用のパンフレットを配布するなどの説明を受けました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第51号由布市個人情報保護条例の一部改正について。

経過及び理由、社会保障・税番号制度の開始に伴い、実施機関が保有することとなる特定個人情報について適正な取り扱いを確保するために改正するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第52号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について。

経過及び理由、社会保障・税番号制度の開始に伴い、個人番号カード等の再交付手数料を定めるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第57号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について。

消防本部庁舎の新築や消防無線のデジタル化に伴い、条例改正を行うものです。

委員から、消防署や庄内出張所の跡地利用を明確にし、その対応を求める意見が出されました。慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第58号平成27年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,828万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億611万5,000円とするもので、平成26年度からの繰越金の確定と国県補助金に伴う事業が主なものです。

歳入では、地方交付税は人口減少等の特別対策事業分の措置による増額、基金繰入金は国・県からの補助金が増額となったことから、財政調整基金へ戻し入れにより減額となっています。

当委員会に係る主な歳出では、企画費の地域総合整備資金2億円は養護老人ホーム建設に伴う貸付金です。地域プロモーション推進事業1,000万円は、無料公衆無線LAN、Wi-Fiのアプリ開発等の経費です。戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業1,757万5,000円はマイナンバー制度の開始に伴う経費です。常備消防費の消防庁舎建設事業9,566万4,000円は、消防署庄内出張所建設に伴うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育民生常任委員長、利光直人君。

○教育民生常任委員長（利光 直人君） 教育民生常任委員長の利光直人でございます。報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件8件につきまして、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、由布市議会規則第110条の規定により報告をいたします。

日時につきましては、9月14、15、両日です。場所につきましては、湯布院庁舎及び現地調査をいたしました。出席者につきましては、私を初め6名の委員でございます。担当課につきましては、今回議案のない課もありましたので、一応、ある課だけを出させてもらっております。書記は事務局で行っていただきました。

まず、議案第53号由布市老人福祉センター条例の一部改正についてでございます。

審査の結果、原案可決すべきと決定いたしております。

経過及び理由、由布市老人福祉センター条例第2条の表、由布市庄内老人福祉センターの項を削除するものでございます。このことによりまして、普通財産に移行された後の施設の利用については、担当課に申し送りをしているということの説明を受けまして、委員より、今後の利用につきましては、十分に検討の上、対応してほしいとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしております。

議案第55号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について。

結果は、原案可決すべきと決定いたしております。

経過及び理由について、由布市立大津留小学校を由布市立阿南小学校に、由布市立湯平小学校を由布市立由布院小学校に統合することによるもので、学校規模適正化計画に基づくものでございます。

なお、委員会の意見として、跡地利用については、地域活性化を含める中で有効活用されることを望みますということです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第56号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について。

審査の結果、原案可決すべきと決定いたしております。

由布市立大津留幼稚園を由布市立阿南幼稚園に、由布市立湯平幼稚園を由布市立由布院幼稚園に統合することによるもので、これも第55号と同じで、学校規模の適正化に基づくものでございます。

次に、第58号平成27年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

審査の結果、原案可決すべきと決定いたしております。

本予算のうち、当委員会に係る主なものにつきましては、歳出につきましては、10款1項2目19節負補交の200万円についてですが、小学校統合の補助金2校分で、9月の補正に計上した理由につきましては、平成25年当時の常任委員会におきまして、条例改正と同時に予算を提出するべきではないかという意見が出されたという記事が残っておりましたので、こういう形になったということでございます。

2項小学校費1目15節1,840万円のうち、由布川小学校プール南側の外柵については4月末に報告を受け、現地確認。その後、5月に見積もりを出し、9月の今回の補正となったという説明をいただきました。

4項4目につきましては、3,100万6,000円ですが、挾間幼稚園の屋外工事分の——310万6,000円です。間違えました。につきましては、挾間幼稚園の屋外工事分の遊具施設、ライン引き等です。

7項2目15節の3,160万1,000円につきましては、湯布院総合運動場の駐車場等設置工事で、進入路や駐車場、ユニットトイレ、電気工事等を行うものでございます。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決と決定をいたしました。

議案第59号平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

審査の結果、原案可決すべきと決定いたしております。

経過及び理由につきましては、本補正の予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,615万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,285万

4,000円とするものでございます。

歳入では、1項1目1節の医療給付費分現年課税分につきましては、税率改正によるものでございます。

14款1項2目の1節その他繰越金につきましては、決算の剰余金による繰越金でございます。

歳出では、3項1款1目19節負補交、後期高齢者支援金及び4款1項1目19節の負補交、前期高齢者納付金は、平成27年度の各支援金や納付金などの額の決定によるものでございます。

9款1項1目基金積立金の25節につきましては、決算剰余金及び保険税の増額分を積み立てるものでございます。

次に、11款1項2目23節の償還金、利子及び割引料、還付金につきましては、平成26年度給付費負担金の超過分でございます。

同じく3項1目の繰出金、28節繰出金ですが、他会計繰出金は出産育児一時金とその他一般会計繰入金の超過分を返納するものでございます。

いずれも数値は書いていませんが、議案書をご覧いただきたいと思います。

次に、議案第60号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

審査の結果、原案可決すべきと決定いたしております。

経過及び理由につきましては、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億597万4,000円とするものでございます。

歳入では、4款1項1目2節過年度分の介護給付費交付金につきましては、精算に伴う追加交付分でございます。

5款1項1目2節、これも過年度分、介護給付費の負担金についても精算に伴う追加交付分でございます。

7款2項1目介護給付費の準備基金繰入金につきましては、財源の不足を介護給付費準備基金より繰り入れるものでございます。

8款1項1目繰越金につきましては、26年度決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。

次に、歳出では、4款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、26年度決算に伴う剰余金の2分の1を下らない金額を積み立てるものでございます。

7款1項1目第1号被保険者保険料還付金は、過年度分介護保険料に係る還付金でございます。

2項償還金については、26年度決算に伴い保険給付費、地域支援事業費の交付金精算による国庫3,496万3,000円、県費71万1,000円、支払基金74万8,000円それぞれ返納金でございます。

3項1目他会計繰入金については、26年度決算に伴い一般会計からの繰入金を精算するものでございます。

以上、慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしております。

次に、議案第61号平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

審査の結果は、原案可決すべきと決定しております。

経過及び理由につきましては、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,462万6,000円とするものでございます。

歳入では、4款1項1目1節繰越金につきましては、決算剰余金による増額補正でございます。

次に、歳出では、2款1項1目19節負補交ですが、平成26年度後期高齢者保険料納入未済分によるものでございます。

4款1項1目予備費につきましては、平成26年度の剰余金でございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしております。

次に、議案第64号平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）。

審査の結果、原案可決すべきと決定しております。

経過及び理由、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,202万円とするものです。

歳入では、3款1項1目1節につきましては、26年度決算に伴い、繰越金の確定によるものでございます。

歳出では、1款1項1目28節の繰入金については、繰越金の一部を一般会計に繰り出すものでございます。

2目11節光熱費につきましては、監査指摘による26年度の3月分の電気代を27年度に支出するためのものでございます。

また、修繕費につきましては、老朽化した機器の修繕費でございます。

委員会の意見として、27年度に起債の支払いが完了します。今後は健康増進施設として確固たるビジョンを策定し、今後の運営に臨んでいただきたいとの意見を付させていただきました。

慎重審査の結果、賛成多数で可決すべきと決定をいたしております。ちょっと下が間違っておりますので、皆さんに大変申しわけなく思っております。

以上で報告を終わります。訂正してください。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 産業建設常任委員長、長谷川建策です。委員会の審査報

告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

日時は、27年9月14日月曜日、議案審査、まとめ。場所は挾間庁舎4階。全員協議会室。出席者、記載のとおりです。担当課も記載のとおり、書記は事務局にお願いをいたしました。

議案第54号由布市市営住宅条例の一部改正について。

経過及び理由、本条例の一部改正は、市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した市営平林住宅と市営五福下住宅の取り壊しにより、廃止を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第58号平成27年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

経過及び理由、本補正予算のうち、当委員会に関する主なものは、6款地産地消事業県補助金の変更に伴う予算の組み替えと事業費の減額。

新規事業として、肉用牛緊急増頭対策として、肉用牛生産基盤拡大緊急性事業補助金241万5,000円。

それから、あとは記載のとおりです。

あと、有害駆除に関しては、有害鳥獣解体施設のため、費用の一部として、猟友会湯布院支部に300万円を補助するもの。

8款土木費道路工事——防衛交付金は4,200万円、湯平扇山線の舗装工事費。あとは記載のとおりです。

委員会の意見、有害鳥獣解体施設については、由布市猟友会からの請願を受け、平成25年第3回定例会で趣旨採択としたもの。議会での審議結果と請願者である由布市猟友会の実情を踏まえ、猟友会各支部や地元自治会、各関係者機関と協議、調整を行い、設置上の協議を行ってきたことは高く評価する。設置された有害鳥獣解体施設は湯布院支部による設置となるが、この施設が由布市猟友会で共有され、有意義に活用されていくことを期待するとの意見を付しました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第62号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ819万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,247万4,000円とするもの。歳入の主なものは記載のとおりです。

また、6款の繰越金は平成26年度決算による繰越金の額が確定したことから増額したものであります。

歳出の主なものは、1款水道費でございます。庄内東部簡易水道水源池の堆積土を取り除くた

めの工事費用。当該水源池は影戸浄水場により山側に位置するため池で、現在は予備水源として使用されています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第63号平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ163万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億154万5,000円とするもの。

歳入の主なものは記載のとおりでございます。

歳出は、農業集落排水事業費、一般管理費で繰越金の額が確定したことから、2分の1を下らない額、81万8,000円を農業集落排水基金に積み立てるものでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○教育民生常任委員長（利光 直人君） 議長。

○議長（工藤 安雄君） 利光直人君。

○教育民生常任委員長（利光 直人君） 訂正をお願いいたします。議案第64号の慎重審査の結果の賛成多数と私申しましたが、皆さんのお手元にありますとおり、全員一致でしたので訂正をいたします。大変失礼しました。

○議長（工藤 安雄君） 次に、決算特別委員長、太田正美君。

○決算特別委員長（太田 正美君） 決算特別委員会委員長、太田正美です。

本委員会付託2件の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

審査日時、平成27年9月9日、10日、2日間です。審査場所、挾間庁舎議場。出席者は、委員17人全員であります。書記は議会事務局。

審査結果、認定第1号平成26年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

経過及び理由、平成26年度普通会計における経常収支比率は前年度より4.1ポイント上り93.5%で、財政力指数は前年度より、0.001ポイント下がって、0.466となっております。また、全ての会計とも実質収支額は黒字となっております。

一般会計の歳入総額は189億4,792万5,000円で、前年度に比べ、9億7,528万8,000円の増です。

歳出総額では、180億7,195万3,000円で、前年度に比べ、8億8,847万2,000円の増です。

形式収支は8億7,597万2,000円。この額から翌年度に繰り越すべき財源の翌年度繰越

金1億9,879万円を差し引いて、実質収支額は6億7,718万2,000円です。

国民健康保険特別会計は、歳入総額47億160万1,000円、歳出総額44億6,036万9,000円で、前年度に比べ、2.2%の増です。実質収支額は2億4,123万2,000円です。

歳出増の主なものは、保険給付費や基金積立金の増によるものです。

介護保険特別会計は、歳入総額39億3,063万円、歳出総額は38億7,136万3,000円で、前年度に比べ、2.2%の増です。実質収支額は5,926万7,000円です。

歳出増の主なものは、介護サービス等の保険給付費の増によるものです。

簡易水道事業特別会計は、歳入総額7億2,457万5,000円、歳出総額6億8,390万4,000円で、前年度に比べ、190.4%の大幅な増です。実質収支額は966万9,000円です。

歳出の大幅な増は、浄水場施設整備に係る工事請負費の増によるものです。

農業集落排水特別会計は歳入総額1億254万1,000円、歳出総額1億60万4,000円で、前年度に比べ、7.0%の増です。実質収支額は193万7,000円です。

健康温泉館事業特別会計は、歳入総額1億2,880万8,000円、歳出総額1億2,419万4,000円で、前年度に比べ、4.9%の減です。実質収支額は461万4,000円です。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額4億1,795万6,000円、歳出総額4億1,681万2,000円で、前年度に比べ、0.1%の増です。実質収支額は114万4,000円です。

委員会の審査において、ふるさと納税では基金の目的に応じた活用やその周知方法、また返礼品の活用など、児童健全育成事業では放課後児童クラブの増設、児童館の設置など、総合相談窓口事業では情報の一元化や組織体制など、就農支援事業では対象となる枠の検討など。以上のような質疑・意見がありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案認定すべきと決定しました。

次に、認定第2号平成26年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。

経過及び理由、収益的収入の決算額は6億53万4,983円で、収入率は97.3%です。収益的支出の決算額は6億2,677万4,898円で、執行率は90.2%です。施設の整備、拡充のための資本的収支について、収入は市補助金や企業債借入金などにより、決算額1億7,655万9,360円。

支出には請負工事費17件、委託業務8件のほか、人件費、企業債の償還元金が主なもので、決算額3億9,945万4,927円で、収入額は支出額に対し、2億2,289万5,567円の不足となっています。また、この不足額については、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填をしています。

営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は1億551万5,953円。営業外の収支を加えた経常損失は4,845万5,920円で、特別損失を加えた当年度純損失は4,942万3,773円で、ともに赤字となっています。

会計制度の改正のため、その他未処分利益剰余金変動額7,065万7,671円が計上され、当年度未処分利益剰余金は1,260万191円です。

給水状況について、給水人口は2万4,057人で前年度に対し6人減少しており、有収率は73.2%。前年度に対し、0.9ポイント高くなっています。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案認定すべきと決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

午前11時25分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

これより審議に入ります。議案についても、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第2、認定第1号平成26年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 認定1号についての反対討論を行います。

消費税8%への増税によって、消費税交付金が増額となりました。しかし、増税によって実質賃金の減少、消費の落ち込みで経済成長率は昨年度の1年間で0.9%の後退であります。物価と公共料金の値上げは市民の暮らしを一層悪化させました。プレミアム商品券が短時間で完売したこと。入手できなかった市民から、いまだ不満の声が聞かれるのも、その一つのあらわれではないでしょうか。

日本の学校教育は、数度にわたって、国連から高度に競争主義的な教育環境との指摘をされています。学力向上推進事業として行われた全国学力テストは、全国的には点数競争を引き起こし、日常の授業や学習内容までコントロールしていく段階になってきたとの声や、平均点競争が強まり、ひどいところでは学校ごとの団体戦になったとの声も出されています。文科省も全国学力テ

ストの結果については、学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面を示すだけとしています。このことを市民に知らせ、理解を求めると、教育をゆがめる学力テストの中止を求めます。

人権同和対策課は残されています。差別の解消や人権擁護の問題は憲法が保証する基本的人権と民主主義の条項を守ることによって、十分解決をすることができます。既に多くの自治体が一般施策に移行していることから見ても明らかであります。人権同和対策課の廃止を求めます。

農地中間管理機構は、政府の目指す農業経営の大規模化や企業参入の促進に対応するためのものです。また、大企業の農地所有に道を開くものであります。8月28日成立の農業協同組合法の一部改定では、農業委員会制度の改正、農地法の一部改正が含まれ、これを制度として保証するものとなっています。家族農業と地域に根差した集落営農を支援する農政こそ、食料の安定供給と地方再生の要であります。農政の転換を求め、以上、反対討論といたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成する方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第3、認定第2号平成26年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第4、議案第49号由布市新市建設計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第50号由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 加藤です。総務委員長にお伺いいたします。

個人番号の利用につきましては、各情報漏えいとか、かなりな問題点が多くありますけども、この件に関して条例で一応制定するんでしょうけども、この条例の変更、修正等は速やかに行うというお話があったかどうかをお聞きします。

○議長（工藤 安雄君） 佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 加藤議員の質問にお答えします。しっかりと修正をした上で進めていくという説明がありました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立14名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第51号由布市個人情報保護条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（４番 工藤 俊次君） ５１号に対する反対討論を行います。

これはマイナンバー制度の導入に対応するための条例改正案です。この条例の問題点は実施機関が災害等の特別な場合とはいえ、本人の同意がなくても特定個人情報を利用できるようになることです。また、法定代理人とされてたものが本人の委任による代理人でも認められるなど、情報漏れの危険性がある上に、職員には情報管理に対する多大な負担が強いられることとなります。１００％の安全はあり得ません。マイナンバー制度の導入と条例改正への反対討論といたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより議案第５１号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立14名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第５２号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（４番 工藤 俊次君） これもマイナンバー制度に対応するための条例改正です。市民が望んでもいない制度であり、さしたるメリットもありません。カードの管理に当たっての少なくない精神的な負担が予想されます。この上、再交付に手数料が必要になるのは、到底納得できません。無料とすることを求めて、反対討論とします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより議案第５２号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立14名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第５３号由布市老人福祉センター条例の一部改正についてを議題として

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。本案は、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については地方自治法第244条の2第2項の規定により出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要といたします。この場合、議長も表決権がありますので、念の為に申し添えておきます。ただいまの出席議員数は19人です。その3分の2は13人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立全員であります。所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第54号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。本案も、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要といたします。ただいまの出席議員数は19人です。その3分の2は13人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立者19人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第55号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。本案は、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要といたします。ただいまの出席議員数は19人です。その3分の2は13人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立者18人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第56号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 教育民生常任委員長にお尋ねします。

前号との関連ありますが、議案56号の由布市立幼稚園の設置に関する条例で、前号の55号につきましては、跡地利用の問題を委員会としては触れております。特に56号の湯平幼稚園の跡地利用等が地域活性化を含める中で有効活用されることを望みますという意見が委員会としてはございませんが、既に執行部のほうから、こういう利用をするという説明があったのか、委員長にお尋ねします。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長、利光直人君。

○教育民生常任委員長（利光 直人君） お答えします。

今後についての活用については、今のところ、まだ、執行部からそういうお話は、前回の委員会では聞いておりませんが、そういう補足を付けさせていただきました。

なお、郁夫議員から質疑の中でありました地元との覚書書につきましては、執行部のほうにお聞きしましたところ、手元には、現在その資料はないということでしたので、その報告は、一応調べましたけれども、そういうことの御報告をいただきましたので、もしかしたら、郁夫議員が言われた地元の方が持っているかもしれませんが、行政のほうには、もう手元にはないそうでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 特に、湯平幼稚園につきましては、地域の公民館と併用しているということは私も質問させていただきましたが、この辺について、執行部から何かの説明がありましたか。再度お尋ねします。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長、利光直人君。

○教育民生常任委員長（利光 直人君） そのことについては当委員会も聞いていませんし、執行部からも回答もありませんでした。すみません。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。本案も、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要とします。ただいまの出席議員数は19人です。その3分の2は13人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立者19人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第57号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。淵野けさ子さん。

○議員（15番 淵野けさ子君） 総務常任委員長にお聞きいたします。

消防本部庁舎新築の分が8カ所の雨漏りというふうにお聞きいたしました。その後、委員会等で、多分、視察等、現地調査等をされてると思いますが、その後の対応、どのような対応をされたのか。業者に対する事情聴取などを行ったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 淵野議員の質問にお答えします。

業者は呼んで説明は受けていませんけれども、契約管理課の人を呼んで説明を受けました。そして、また、現地にも行って、消防長と一緒に、それから総務課長も一緒に同行しながら、瑕疵部分ですね、要するに瑕疵部分を全部見て歩きました。それ以外の数点の私どもが見た目で指摘をできた工事も、ちょっと手抜き工事がありましたので、そういう場所も指摘をしま

した。そういう部分の補修等は全面業者が行うということで、今のところ、決まっております。そして、また、設計業者の方にも、その旨伝えているそうです。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 渕野けさ子さん。

○議員（15番 渕野けさ子君） 業者とは対応していないと。契約管理課と担当課ということで、わかりました。それ以外に手抜きの部分があったと、今、お聞きしたんですが、8カ所でも驚くのに、委員会の視察、目察でも手抜きが見受けられるというような今委員長の報告であります。これ、もう受け取ってしまった後だと思うんですけど、その後の対応というか、全て管理も含めて、業者が全てしていただけるということなんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） お答えをします。そのとおりでございます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに。利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 関連質問いたします。まず、完了検査をいつ行ったのか。管理者の報告をいただいた、その日付とか、支払いがもう済んだのかどうなってるのか。管理者の防水工事の七、八カ所の漏水による検査の内容の説明はどういうふうに、もし、完了の立ち会いをしていけば、消防署の署長、課長か、契約管理課か知りませんが、その報告を聞いたのかどうか、教えていただきたいと思えます。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 利光議員の質問にお答えします。

今の質問に当てはまるかはちょっとわかりませんが、7月15日に県の土木検査を受けております。それから7月31日に書類引き渡しですね。それから、ちょうど8月22日に台風が通過いたしまして、一般市民からの屋根が揺れているという通報を受けまして、8月27日に契約管理課を含め協議をしたという。それから8月31日に、今度はその対策のために技術者を含めて協議をしたという報告は受けています。

○議長（工藤 安雄君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 先ほどの私が言った質問に答えてないんですけども、完了検査はいつ、土木事務所の完了検査は済んだのですが、この7月31日に既に引き渡しを行ったという、これは解釈でいいんですか。業者との関連。ということは、支払いはもう終わったということですか。現在9月ですけども。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 支払いは、まだ終わっていないと思えます。それと、7月31日に書類上の引き渡しが完了したということです。

○議長（工藤 安雄君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 最後の質問になりますけれども、漏水箇所とか、もちろん委員会が見た、私たちは手抜きというのはちょっと失礼に当たるかと思えますけど、そういう工事は、最終的に完了日をいつまでにするという期限は切られているかどうかの質疑は執行部でしましたかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） ただいまの質問にお答えします。

期限はまだ決めていません。がしかし、1カ月程度で何とか終わるのではなかろうかなという返事をしたことになっているという話は聞いております。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） ちょっとかぶるんですけど、もう一度再確認したいんですが、今後、さらなる改修工事を行われるということで、その工事、例えば、代金とかいうのは契約金額の中に含まれるのか。新たに、もう引き渡しもしているのに、新たにまた発注しなければいけないのか。それから保証期間みたいなものもあるのではないかなと思うんですが、その保証の中で業者の責任と業者の負担で全部やるのかどうか。

それと、あと、今後1カ月程度でできるだろうという見込みということなんですが、これ供用開始はいつから。供用開始の予定に変更はないのかどうか、そこら辺、どう審議されたでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長、佐藤人已君。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） 小林議員の質問にお答えします。

まず、供用開始の時期ですけれども、今のところ変更はないというふうにお聞きをしております。

いろいろな瑕疵部分に対しての工事代金の件ですけれども、これは全て業者が持つということで話が決まっておりますという報告を受けています。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 今後の工事、改修工事、追加工事を見て、その後、またさらに検査なども入るんじゃないかなと思うんですが、この条例を今可決すべしという委員会の判断ですが、附則に、公布の日から3カ月を超えない範囲で施行されてしまうということで、公布の日というのは、多分、これが議決されたら、きょう付で公布されるんじゃないかなと思うんですが、それは大丈夫なんでしょうか。3カ月を超えないということは12月18日までに、今後の工事がどうなるかわからないのに、これを可決してしまっても大丈夫なのかなっていうのは心配なんです、そこら辺の確認されたんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） この議案は、住所を変更するという議案でありまして、工事がどうのこうのというのは附則部分ということになってきます。くると思います。それで、これを変更、これを認めないと、要するに無線のデジタル化ができないわけでございます。それで、もうデジタル化の期限も迫ってきておりますので、そういう部分から、いろいろ瑕疵部分があるかと思えますけれども、何とかお認めいただきたいというふうに考えております。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第58号平成27年度由布市一般会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 産業建設常任委員長にお尋ねします。

今回の予算案等には直接関係ございませんでしたが、前回の6月定例会で、委員長報告で、湯布院に建設予定がしております観光情報センターの件につきまして、委員長報告では3点の指摘を行っています。さきの全員協議会で長谷川委員長から報告がありました。内容についての報告はありませんで、委員会として報告を受けたという報告を私どもには聞きました。今議会に提案されておりましたが、6月議会の委員長報告の経過についてお尋ねをしたいと思えます。

まず、この予算の執行見合わせるべきだと、3点の問題を指摘しておりまして、その3点が解決しない限り見合わせをするべきだというふうな委員長報告をいただいております。したがって、今回、その3点は広く市民あるいは関係者からの意見の収集を図るべきだということが1点。それから建物、建設場所については、駅前に限定せず、再度検討すべきという委員長の委員長報告。それから、もう一つは、施設の運営については、市が発足予定の観光新組織で運営をするべきだという3点の指摘をしているようですが、これらにつきましては、今9月定例会、あるいはそれまでの間に建設委員会に報告があったのでしょうかというふうなこと。さらに、財源計画がまた見通しが立っていない段階で、このような執行について進めるってということはいかなるものかと

いうふうに私はと思いますが、それらについて執行部のほうからどのような御説明がありましたか、お聞かせください。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 野上議員にお答えします。

まず、前回委員長報告で、この3点を考慮しながら予算執行するということを委員長報告で申したと思います。各担当課からは細部にわたって報告をいただいております。ただ、予算執行の面もありますが、ちょうど8月8日の合同新聞に、県の創生に取り組む積極予算ということで、「ツーリズムの展開、個人グループ旅行の増加など、観光形態の変化や在日外国人の増加に対応するために、滞在循環型のまちづくりの一環として、公益的なツーリズム・インフォメーションセンターを建設する由布市に対し助成をします」、こういう新聞報道されました。それも重く見ながら、観光課もさっそく各商店街、それから自治会等を開きまして、早急に手を打たなければいけないということで報告をいただいております。それは、その都度、常任委員会を開けばよかったんですが、ちょうど8月の盆前でありまして、これは言いわけですが、担当課には、私が責任持つから、事後報告をするから、事業を進めてどうかということを確認に言いました。その点は26日の全員協議会で委員長の責任でありますということをおわびを申し上げております。

その後、9月24日、29日とプロポーザルの公布もありましたが、それも、やはり、この8月8日の県の由布市に建てるのを助成するということもありまして、早急にやったことと確認をいたしました。ただ、担当課からは常に報告をいただいております。全協、それから、また、委員会のときにはいろいろ説明をしてくださいということも担当課には申しております。ということで、予算を執行を徐々にやっておることは事実でございます。

それから3点目の、もし、この運営については、できた後、観光新組織、法人化になるんですが、自主自立の運営化。これも担当委員会で、担当課で説明をいただいております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。①と③については、よくわかりました。②の建物建設の場所については、駅前限定せず、再度検討をするということの意見が委員会から報告されてはいますが、この場所の選定につきましてはどのような議論があったのか、報告は執行部からあったのかお聞かせください。もし、聞いていましたらで。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） これも場所を駅前とは限定せずに、国民宿舎跡地、それから公民館または庁舎の跡地等考えながら、駅前と限定せずに商店街、5商店街、それから観光協会、自治委員会ですね、そういう席上で協議をしながら決定したことが駅前と決まったことを

報告いただいております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 再度確認でございます。場所につきましては、国民宿舎はもう含めないと。駅前のあの混雑する道路に建設するということで理解してよろしいでしょうか。そういう報告があったのか、教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） インフォメーションセンターについては、駅前に限定でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 7番、甲斐でございます。委託料で組まれておる、由布川溪谷のところだったと思います。設計、測量費ですが、これの工事箇所と今後の工程、聞かれているかどうか、お聞きします。総務常任委員長、お願いします。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） 甲斐議員の質問にお答えします。

甲斐議員も御存じのとおり、これは大分県地域活力づくり支援事業でございます。それで、26年度が猿渡の入り口の駐車場。それから27年度が小平茶屋側のトイレ設備ですね。同時に27年度は崩落場所の改修工事の設計委託を今県と協議中でございます。がしかし、ほとんどいいのではないかというように、そういった言葉でお聞きをしています。

それから、28年度は崩落場所の安全確保及び工事に入っていくそうです。それとプラス魅力アップにつながる遊歩道の整備をする予定でございます。

○議長（工藤 安雄君） 甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 今言ったところ、現在の乗降する場所か、それとも別に別個にくるのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） いや、新しく別の場所ではありません。今の場所でございます。

○議長（工藤 安雄君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 5番、鷲野です。産業建設常任委員長にお尋ねします。

有害鳥獣の解体施設ですけれども、今回、この文書を見ますと、猟友会も各支部3支部がもう話し合いの中で湯布院というふうにしたというふうにありますけれども、今後、庄内、挾間等に

つくるということは、もう、これは湯布院だけということで終わりなんですか。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 鷲野議員にお答えします。

常任委員会ではいろいろ意見が出て、いずれは庄内、挟間も必要になるだろうということですが、今現時点では、湯布院に、まず解体場できた場合は、庄内、挟間の猟友会の方もぜひその解体場を利用してくださいということです。ただ、使用料をちょっといただきますけどということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時13分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、日程第14、議案第59号平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第60号平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第61号平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第62号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長

報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第63号平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第64号平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 利光委員長にお尋ねします。

まず、この健康温泉館につきましては、当時の湯布院町は、公有地信託制度によりまして、民間の土地を借り受けて建設し、民間会社から10数年前に譲渡を受けて、10数億円をかけて借金をし、起債をし、やっと、27年度で終わるといふ報告がなされたのではないかと感じておりますが、一つ、特別会計の、来年度以降の特別会計で運営しなきゃいけないのかというふうな議論がなされたのかというふうなことを、執行部からの説明がありましたかということをお尋ねします。

もう1点は、やはり、由布市の自慢できる健康温泉館です。これを機会に市の持ち出し金600万円、（発言する者あり）失礼しました。6,000万円がなくなります。来年度から。よって、今回、この6,000万円を投じていたと思えば、半額でも投じて、リニューアルを全面的に行う考えはないだろうか、そういう話が執行部からあったのかというふうなことと、もう、今、我慢に我慢をして、懸命にあの温泉館の職員の皆さんが修理をしておるところです。金のかからない修理をして頑張っております。と同時に、あの屋根を、瓦をすることができなくて、テントをしたりして我慢しております。この際、数千万円をかけて、リニューアルをして、1カ月でも、2カ月でも、休んででもリニューアルをして、市民のために健康温泉館のリニューアル計画等が執行部のほうから話があったのかというふうなこと。あるいは、計画をつくって計画的

に実施なさいという委員長の報告ございました。この計画等について、どのような説明があったのか、教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（利光 直人君） お答えします。

この温泉館については、ここにおられます所長と担当課長、それから担当職員とで、議員全員で調査に入らせていただきました。また、現地では、長谷川館長初め職員同行していただきまして、この際に、6,000万円が27年で終わるんだから現状を見に行こうということで、この物件については、課長が数十カ所の小さいところまで写真を撮って我々に悪いところを見せていただきましたが、非常に傷んでるところが多ございます。まさに、特には、ボイラーあたりは2基据えているんですが、1基やれば300万円で、2基で600万円かかるとか、当初の設計でなかった、コの字型の計画の屋根を現在テントで葺いてますが、もともと外部だったところを屋根テントで葺いて、雨漏りするの、私が見た範囲では当然のことで、これについても私が独断と偏見で、私の本業柄、見るところの、いろんな形で見たんですけども、今、野上議員が言われていましたように、今後の運営については、特別会計で云々するとか、今のままで行くとかどうかということ、私の報告書であるように書いてません。今後、27年支払いが終えて、執行部のほうでどういう方向で行くのかということ、また次回の、決まりましたら、常任委員会でも提出、本会議でも提出していただいて、それについて、皆さんがまた協議をすればいいことだろうと思っております。

それから、建物の内容ですけども、今回100万円をちょっと越した金額が監査の指摘により上がっております。これについても、金額の内容を聞いたら水道費が中に3分の1ぐらい入っているということを知りまして、電気代そのものが70数万円だということを知りました。特に、某議員も言いましたが、温度が三十七、八度で低いんで、ボイラーで沸かしているというのが現状で、温泉権がすぐ前に、土地にあるんですけど、土地を含めて、そういうことは何ぼぐらいするのかと聞いたら、3,000万円ぐらい今するんじゃないかということ、最終的に50数度の温泉権を引けば、ボイラーを沸かさなくてよくなる。水だけでうめればよくなるというようなことも含めて、執行部のほうでそういう試算計算、いろんな計算をしていただいて、何が得なのか、何が利なのか、損なのか、よく協議していただいてほしいということまで、打ち合わせして、最終的には、私自身も、今、野上議員が言いましたように、もう1年払ったつもりで、このまま五、六千万円かけて本格的に修理をし、この運営をしていくのか、指定管理に出すのか、今後の運営については、一応、所長のほうに、執行部のほうに委ねたいと。いずれにしても痛んでいる部分については、指定管理に出すにしろ、何にしろ、早期に予算を組んで、調査費を組んでもらって、事にかかったらどうだろうかと、これを長谷川館長と河野所長には、一応、告げ

させていただきました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時09分休憩

.....

午後1時09分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開をいたします。

追加日程第1. 発議第3号

追加日程第2. 発議第4号

追加日程第3. 発議第5号

追加日程第4. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（工藤 安雄君） お諮りします。ただいま議員発議として発議第3号から発議第5号までの発議3件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件4件を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、提出案件4件は、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第3号から追加日程第3、発議第5号までの発議3件を一括して上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。生野征平君。

○議員（19番 生野 征平君） よろしくお願いたします。

発議第3号由布市議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を別記のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成27年9月18日。由布市議会議長工藤安雄殿。提出者は、私ほか6名の委員でございます。

提案理由、近年の男女共同参画の状況に鑑み、由布市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を推進するため、規則の改正を行うものであります。

裏面をごらんください。

第2条の次に1項を加える。議員は出産のため出席できないときは、日数を定め、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

次に、第91条の次に1項を加える。委員は出産のために出席できないときは、日数を定め、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

なお、附則、この規則は公布の日から施行するというふうになっております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、16番、佐藤人己君。

○議員（16番 佐藤 人己君） それでは、発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。平成27年9月18日。由布市議会議長工藤安雄殿。提出者は、私以下5名でございます。

提案理由、地方財政の充実・強化を求めていくため。

裏面をごらんください。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

1番、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、骨太方針2015に目安として、明記された地方一般財源総額の確保を確実に進めること。

以下、2番から5番まで書いていますけど、どうか、お目通しをくださいませ、以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

どうか、議員皆様の御賛同をよろしくお願をいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、8番、長谷川建策君。

○議員（8番 長谷川建策君） 発議第5号TPP交渉からの即時撤退と交渉内容の情報開示を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により、提出をいたします。平成27年9月18日。由布市議会議長工藤安雄殿。提出者、賛成者、記載のとおりです。

提案理由、T P P交渉からの即時撤退とT P P交渉の内容の情報開示を求めるため。

裏面をお願いします。

T P P交渉からの即時撤退と交渉内容の情報開示を求める意見書（案）でございます。

記載のとおりでございますが、政府はこれまで、聖域、国益は守る。農産5品目の関税撤廃は除外する。T P P交渉の情報開示等を強調してきました。しかし、交渉参加に当たり結んだ守秘義務契約を盾に、一切の情報公開を拒否しています。国民的議論が不十分であることに加え、国益を守る保証がなく、情報すら開示できないT P P交渉からは即時撤退する以外にありません。よって、政府によって下記事項を実現するように強く求めます。

1、T P P交渉から即時撤退すること。

2、T P P交渉の内容を全て国民に開示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。内閣総理大臣安倍晋三殿。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

まず、発議第3号由布市議会会議規則の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号T P P交渉から即時撤退と交渉内容の情報開示を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立15名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（工藤 安雄君） これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成27年度第3回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 1 時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員